

役員等の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人てとろ（以下「法人」という。）の定款第九条及び第二三条の規定に基づき、この法人の役員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。また、第4条に定める職員としての給与は含めない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会、行政庁監査又は研修会（以下「会議等」という。）への出席に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。

- 2 監事には、前項のほか、監査に係る職務執行の対価として、報酬を支給する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、この法人の職員を兼務し給与が支給されている理事及び評議員選任・解任委員に対しては、報酬等は支給しない。

(職員を兼務する役員の給与)

第4条 職員を兼務する役員の給与は以下のとおりとする。

- 2 理事長の給与（本給）に関しては、本部賃金規程明細表（Gグループ）による156等級（¥550,000）～206等級（¥650,000）の間の月額固定給与とし、毎年4月に見直しを行うものとする。
- 3 業務執行理事の給与（本給）に関しては、賃金規程明細表（Gグループ）による106等級（¥450,000）～156等級（¥550,000）の間の月額固定給与とし、毎年4月に見直しを行うものとする。
- 4 役員が園長を兼務する場合に於いては、名古屋市で決定した給与・賞与を支給することとする。その場合、年収額が2項及び3項の役員の給与に満たない場合には、毎月差額を補填することとする。

(報酬の額の決定)

第5条 評議員には、定款第九条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。

- 2 全役員の報酬総額は、年間50万円以内とする。
- 3 役員等の報酬の額は、別記第1に定めるとおりとする。

(報酬の支給日)

第6条 役員等の報酬は、職務執行の当日に支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の同意があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

- 2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第8条 役員等に支払う旅費は、法人職員旅費規程に定めた額とする。

- 2 役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項第二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は令和3年3月7日（評議員会の議決日）から施行する。

この規程は令和4年4月1日（評議員会の議決日）から施行する。

別記第1 役員等の報酬の額（第5条第3項関係）

会議及び監査等への出席の都度： 1人1回 5,158円

*同日に複数回の会議等に参加した場合は、1回とする。

*源泉所得税の料率が変わった場合は、源泉所得税差引後の金額が1回につき5,000円となるように金額を変更するものとする。